

美濃加茂市あい愛バス停名ネーミングライツ事業募集要項

1 趣旨

美濃加茂市（以下、「市」という。）が所有するあい愛バスのバス停標識（以下、「バス停標識」という。）を有効活用し、そのバス停名が利用者に少しでも分かりやすい名称となるよう、美濃加茂市ネーミングライツ事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に基づき、市民サービスの維持、向上及び新たな市の財源確保のため、美濃加茂市あい愛バス停名ネーミングライツ事業（以下「事業」という。）を実施します。

2 概要

(1) 事業の内容

本事業は、市と契約した事業者がバス停名を命名する権利（以下、「命名権」という。）を付与し、この事業者からその対価を得て、関係施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てる事業です。

(2) 事業により期待される効果

バス停標識への愛称の表示、市が作成する時刻表・路線図等への愛称記載、車内アナウンスによるバス停名案内等により、事業所の愛称の宣伝効果が見込まれるとともに、地域・社会のために貢献する事業者としてイメージアップも期待できます。

3 募集の内容

(1) 対象施設

バス停標識（愛称記載 1 箇所）

(2) 契約期間

3 年以上 5 年以下とします。

(3) 愛称の使用開始

命名された愛称の使用開始日は、契約締結日以降となります。詳細な日程については協議のうえ決定します。

(4) 命名権料

最低、月額 1, 2 5 0 円（税抜き）とします。支払いは、当初に契約期間分を一括してお支払いいただきます。

(5) 費用負担

命名権を得た事業者（以下、「スポンサー」という。）には、命名権料とは別に、バス停名変更に要する以下の経費を負担していただきます。

①バス停標識バス停名の表示の製作・変更

②契約期間終了後の原状回復

なお、施工方法や表示位置などについては、事前に市と協議していただきます。また、市が作成する印刷物、市のホームページの表示変更に要する経費は、市が負担します。ただし、すでに発行された印刷物等については、可能な限りの対応とします。

(6) 愛称

事業所名とします。

4 応募資格

実施要綱第8条に定める規制事業者以外の事業者とします。また、事業の趣旨からバス停標識に近接している事業所、店舗等を対象とします。

5 募集方法等

(1) 募集期間

令和7年8月25日～令和7年9月12日

(2) 事前相談

応募を希望される場合、事前に対象者となるかどうかをご確認ください。

事前相談の際に、ダイヤ編成等を考慮したおおよその契約開始日及び愛称の使用開始日をお伝えします。

(3) 提出書類（各1部）

事前相談の結果、事業の申し込みを希望される場合は、以下の書類を提出してください。

①ネーミングライツ事業申込書

②事業者の概要を記載した書類

③納税証明書（市税）

④誓約書

(4) 提出方法

持参及び郵送により提出してください。郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な郵送方法としてください。また、持参する場合は、午前8時45分から午後4時45分の間（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に提出先まで提出してください。

(5) 提出先

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431番地1
美濃加茂市 市民協働部 まちづくり課 まちづくり係
電話 0574-25-2111（代表）

(6) 質問の受付等

応募に当たり質問等がある場合は、上記までお尋ねください。

(7) 留意事項

- ①提出された書類は、複写して審査会に提示するほか、関係機関に意見を聞くために使用することがあります。
- ②提出された書類は、返却しません。また、情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ③申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ④応募に要する費用は、応募者の負担とします。

6 選定方法

(1) 審査・決定等

応募があったときは、命名権を付与する者の選定、愛称、命名権料等について、実施要綱第7条に基づき広告審査会に付議し、審査を行います。広告審査会は、別表「審査方法」の基準により、応募資格、経営状況、命名権料、契約期間等を総合的に審査し、候補者及びその順位を決定します。なお、応募が1者のみの場合も、審査を行います。

市は、審査会の審査結果を尊重し、応募に対する採用の可否及び契約の相手方を決定します。

(2) 採用等の通知

採用等の結果については、応募者に文書で通知します。

7 契約の締結

採用決定後、スポンサーは、市と事業に関する契約を締結します。

8 契約の解除

スポンサーが、次の事項に該当する場合、市は契約を解除することができることとします。この場合、原状回復に要する費用は、スポンサーの負担とします。

- ①応募資格を満たさなくなったとき
- ②信用失墜行為によりバス停名のイメージが損なわれるおそれが生じたとき
- ③倒産又は解散したとき

9 契約の変更

ダイヤ編成等により、バス停が移動又は廃止等された際は、協議のうえ契約内容の変更を行う場合があります。変更により契約期間が短縮された場合は、支払い済みの命名権料の過払い分を払い戻しいたします。

1 0 募集の手続きの流れ

- (1) 募集
- (2) 事前相談
- (3) 申込書の提出
- (4) 広告審査会の開催
- (5) スポンサー（バス停名）の決定
- (6) 契約の締結
- (7) バス停名の表示等の変更
- (8) 新バス停名の使用開始

1 1 問合せ先

〒505-8606 美濃加茂市太田町3431番地1
美濃加茂市 市民協働部 まちづくり課 まちづくり係
電 話 0574-25-2111（内線249）
FAX 0574-25-3917
E-mail chiiki@city.minokamo.lg.jp

(別表)

審 査 方 法

1 応募資格審査

申請書類を受理したすべての者を対象として、募集要項の「応募資格」を満たしているか確認するため、所管課において事前審査を行い、その結果を審査会に報告します。

広告審査会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件に該当しないと判断された者は、失格となります。

2 内容審査

応募資格審査において失格となった場合を除き、広告審査会の委員が次の「審査基準」に基づいて採点を行い、その結果を集計します。

【審査基準】

審査項目（審査の観点）	配点
1. 応募企業等の経営の安定性	10
2. 事業所等と停留所の距離	50
3. 応募金額	20
4. 応募期間	20
合 計	100

あい愛バス
バス停標識
＜参考図＞

縮尺：ノースケール
単位：mm

